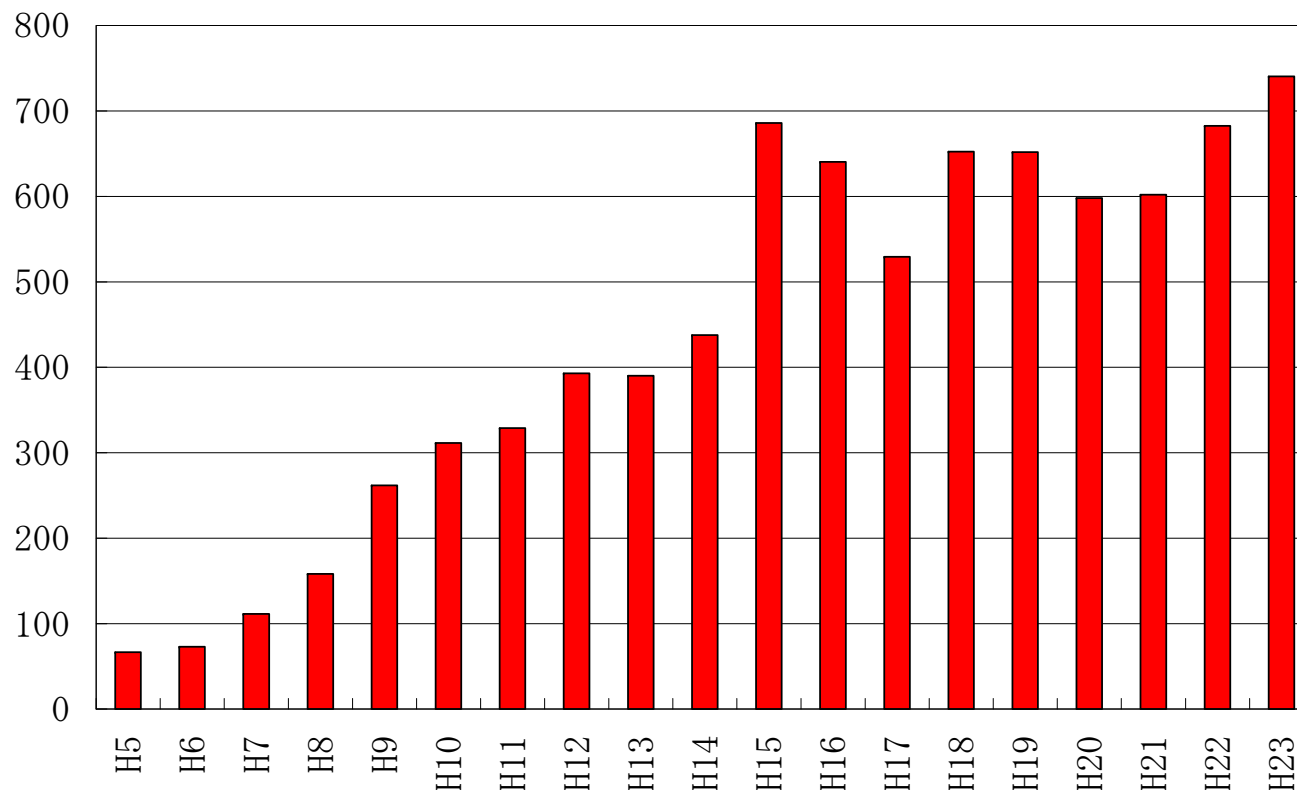


電波利用料の見直しに関する意見

平成25年4月22日
株式会社ウィルコム

- ・ 電波利用料の使途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに今後も限定すべき
- ・ 電波利用料の使途は適宜見直しを行い、利用料総額が増えないようにすべき

電波利用料財源決算状況 (単位: 億円)



出所: 電波利用ホームページ「電波利用料の歳入・歳出状況」

放送と通信の電波利用料額のアンバランスは 今回の改正で解消すべき

【平成23年の電波利用料見直し時における考え方】

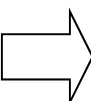
国民への電波利用の普及に係る責務等

放送 : あまねく普及させることが義務化  特性係数1/2

移動体通信: 実態的に一人1台以上に普及  特性係数なし

国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの

放送 : 災害放送等  特性係数1/2

移動体通信: 重要通信の確保、緊急通報等  特性係数なし

公共性の高い国、地方公共団体の無線システムについても、電波監視等の受益を受けていることを考慮し、全額免除については見直すべき

現在以下の無線局については、電波法に基づき電波利用料が減免されている。

無線局の主な目的		減免状況
国	専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局 (例: 消防用、防衛用)	全額免除
	専ら治安・秩序の維持を直接の目的とする無線局 (例: 警察用、海上保安用、麻薬取締用)	全額免除
	上記の目的以外のものと共用して使用されるもの (例: 水防、道路用)	半額免除
地方公共団体	消防用、水防用	全額免除
	防災行政用等	半額免除
	上記の目的以外のものと共用して使用されるもの	半額免除

出所:電波利用料の見直しに関する検討会(第1回)配布資料
【資料1-2】電波利用料制度の概要等